

# きざみずい報 廣

## 村民の動き

前月	1,084
本月	1,084
世帯	2,670
男女計	2,741
人口	5,411

(毎月5日発行)

春	由	井	笠	者	室	集	編
場	村	崎	泉	所	所	民	民
役	村	村	泉	所	所	行	行
刷	印	印	印	所	所	刷	刷
所	所	所	所	所	所	所	所

## 議長、副議長決まる

# 村議会初議会



議長 野崎 次男



ごあいさつ

このたびは、泉崎村議会議員の

ごあいさつ

改選にあたり村民の皆さまの暖かいご支援を頂き深く感謝申しあげる次第でございます。

去る十月五日の初議会において、はからずも私が議長に推挙され、就任することになりました。

全く未経験の職務につくことになり、もとより浅学非才その職務の重かつ大なることを痛感するものであります。

現下の状況は急速に変転する世想に対応して、議会の独自性を堅持し、職能を充分に発揮し、社会の進展と将来の展望を見定めつつ豊かで明るい郷土づくりに前進させるべく、微力ではありますが、村政伸展のため、献身の努力をいたす決意を新たにいたしました。

村民の皆さまの尚一層の御協力とご指導を賜りますようお願いして就任のあいさつといたします。

副議長 田崎 政美

九月十八日行なわれた村議会議員選挙によって改選された、議会の臨時議会が十月五日役場会議室で開かれ、議席の決定、議長、副議長の選挙、常任委員並びに委員長、副委員長の選任、白河地方隔離病舎組合議会議員、新甲子国民宿舎経営組合議会議員、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員、東村、中島村及び泉崎村母子健康センター運営事務組合議会議員の選挙、監査委員選任の同意等の議案を審議し、次のように決定し、臨時議会が終了しました。

- ◎ 議長 野崎 次男 (産業)
- ◎ 副議長 田崎 政美
- ◎ 常任委員長 鈴木 明正
- ◎ 副委員長 橋本 正
- ◎ 厚生常任委員長 橋本 正
- ◎ 副委員長 松山 富夫
- ◎ 産業経済常任委員長 三本木 実
- ◎ 副委員長 野崎 次男
- ◎ 土土常任委員長 行武 太一
- ◎ 副委員長 鈴木 政義
- ◎ 白河地方隔離病舎組合議会 議員 三本木 実
- ◎ 新甲子国民宿舎経営組合議会 議員 佐々木 一恵
- ◎ 白河地方広域市町村圏整備組合 議会議員 野崎 次男
- ◎ 東村中島村及び泉崎村母子健康センター運営組合議会議員 西巻 三男

- ◎ 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- ◎ 議会議員のうちから選出されて就任していた兼子平氏が任期満了になりましたので、村長から松山富夫氏を選任したい旨の提案され、満場一致で同意が得られました。

このたび、不肖私、先般浅学非才をもちへり見ず、村議会議員候補者として立候補致し、はからずも当選致しまして、身に余る光栄に存じておりました処、今回議会議員各位の御支持を頂戴致し副議長に就かせて戴きました。

もとより政治に關しましては、真の一年生でご座いまして、果して村民の皆さまの御期待に添う事が出来ませうか、今更乍らその重責を痛感する次第でご座います。

今後は微力乍らも、勉強致しまして、明るい豊かな村づくりに努力いたす覚悟でありますので、尚一層の皆さまの暖かい、ご指導とご鞭撻下さるよう、伏してご願い申しあげまして、就任のごあいさつといたします。

× × ×

# 測量、立ち入り等の協力

## 東北新幹線ルート発表

東北新幹線につきましては、日頃より深い御理解と御支援をいただき厚く御礼申しあげます。

お蔭をもちまして、新聞等で御承知の通り、過日運輸大臣の認可をいただき、いよいよ工事に着手する事になりました。

仙台新幹線工事事務局におきましては、今後工事を進めるため、次に説明するような各種の測量を実施いたします。

時速二五〇kmという高速運転をするための施設ですから検討すべき技術上の問題が多いうえ、測量技術上の必要からも相当広い範囲にわたって杭を打ったり、立ち入らせていただく事になるかと思えます。用地買収に至るまでには、皆様には何かと御心配の向きもありかと存じますが、世上期待の大きい東北新幹線の建設のため、

今後ともよろしく御協力を賜りますよう御願ひ申しあげます。

なお本村の経過地は大字太田川字西長久保、三平、大高向、小九郎久保の山林地内で大信村堺寄りの約一畝が本村分で、トンネル工事であります。

(名称 大崎トンネル)

### 大蔵大臣

#### 日本銀行総裁表彰

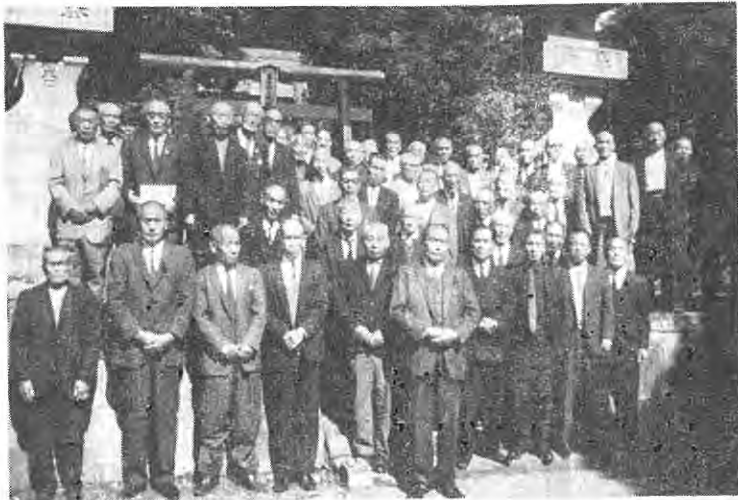
#### 泉崎第二小こども銀行受ける

去る十月十四日、福島市日本銀行福島支店で行なわれた表彰式に泉崎第二小学校こども銀行の児童代表として菊地貞行君が、三瓶教頭先生に引率され出席しました。席上大蔵大臣と日本銀行総裁からの表彰が受られました。

### 一町三村

#### 老人クラブ交歓研修会、盛会に終る

去る十月八日、本村烏峠稲荷神社々務所において、矢吹町、大信



村、中島村、泉崎村の一町三ヶ村の老人クラブ交歓研修会を、県白河社会福祉事務所長並に関係町村長の列席のもとに、参加者全員の長寿祈願行事のあと、老人と子供との交通事故防止について、白河警察署交通課長の講演に続いて研究課題、私達の生活を幸せにするためにはどう考えよう対処すべきかを話し合い参加町村の各々の老人の方々から活発に社会経済の進展を促いられ建設的な意見に集積される盛会のうちに行なわれ、各々の町村老人クラブ活動の振興促進と、又会う日を約して、名所烏峠からなごりをおしみながら家路に向かってゆかれ

ました。  
何時までもくも元気で、クラブ活動を活発に進められることを御願ひしはす。

泉崎第二小学校こども銀行は、関平農業協同組合を親銀行として全児童が加入しており、本年十月現在で二七一名(全児童の百分の参加)で、その貯金高は二百八十万円になり、児童一人当り一万円以上の貯金をしていることになりました。これまでにするために地域の家庭と学校の諸先生並びに親銀行の関平農協等の常日頃の教育で「お金や物を大切にすること」を強く指導され、お互いの理解と協力で得られた賜であること信じます。

これからもより進展に努力されることを期待します。

### 十一月二十六日から

#### 秋の全国

#### 火災予防運動

ことしの秋季全国火災予防運動は、十一月二十六日から十二月二日まで実施されることになった。火災多発期を迎え、国民ひとりひとりの防火意識の向上を図り、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期することを目的とする。

#### ○統一標語

「いま、燃えようとしている火がある」

#### ○実施期間

昭和四十六年十一月二十六日から十二月二日までとする。

#### ○全国いっせい実施事項

- (1) 親子の防火会議の実施
- (2) たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

- (3) 暖房器具の正しい使い方
- (4) 旅館、ホテル、百貨店

事務所など多数の者の出入りする防火対策象物における消火、通報および避難の訓練の実施

#### ▽郵便番号は

忘れずに書みましょう



# 農業経営の合理化は 農業開発公社で

本県では、農地保有合理化法人として県知事の指定を受けた、福島県農業開発公社が、農地保有合理化促進事業を行なうことになっております。なお、この事業について農業委員会が、とりつぎをしてくれます。

この制度のあらましは次のようなことであります。

### ◎農家の皆さん

○皆さんは、これからの農業経営について、どう考えておりますか。

農業と農外収入により兼業化したいと考えておりますか。

農業をやめて他産業に従事したいと考えておりますか。

このような問題を解決するため次のような事業を、県農業開発公社（農地保有合理化法人）が行ないます。この事業を農地保有合理化促進事業と云います。

◎農地保有合理化促進事業の内容

(一) 専業農家として自立する方のためには

イ、経営規模拡大のために必要な農地を売渡したり貸付たりします。

ロ、農地を集団化するため農地の交換を行ないます。

ハ、農用地に適する土地の買入れ、これを用地として造成し売渡します。

(二) 兼業化する方及び農業をやめて他産業に就労する方のためには

イ、余った農地を買ったり、借りたりします。

ロ、兼業及び他産業就労のための資金として役立ててもらうため借入地については十年分の小作料を前払いします。

### ◎制度利用上の特典

この制度を利用しますと、次のような特典があります。

### (一) 農地を売った場合

イ、譲渡所得の特例によって、百五十万円までの特別控除があります。

### (二) 農地を貸した場合

イ、小作地の所有制限の対象外となります。

ロ、小作料の前払を受けた場合の所得税は五分五割方式によって課税されますので所得が平均化され税率も低くなる。

### (三) 農地を買った場合

イ、買受資金が不足する場合

農林漁業金融公庫からの農地取得資金が優先的に融資され融資枠も二百万円から四百万円に引上げられます。

ロ、不動産取得税の課税標準額の三分の一が控除されます。

ハ、所有権移転登記の際に課税される登録免許税の税率が千分の五十から千分の六に軽減されます。

その他くわしいことは農業委員会にご相談ください。

## 県知事表彰を受けた

### 統計調査員 木野内さん

去る九月三日喜多方市厚生会館にて行なわれた第二十二回福島県統計大会の席上で、関和久上町の木野内重三郎さんが県知事から感謝状の表彰を受けました。

木野内さんは永年統計調査員として、国勢調査、農業基本調査などに尽力されて今回の表彰となりました。

## 自動車重量税のあらまし

自動車重量税は、急激に増加する自動車に対処して、道路などの社会資本を充実するための財源として創設され、昭和四十六年十二月一日から施行されます。

1、自動車重量税は、道路運送車両法の規定により自動車検査を受ける自動車および使用の届け出により車両番号の指定を受ける軽自動車に対し、その重量に応じた税金がかかります。

ただし、大型特殊自動車は無条件で、また、軽自動車のうち、すでに車両番号の指定を受けているものは、一定の手続きにより非課税とされます。

なお、原動機付自転車や小型特殊自動車は課税されません。

2、自動車重量税を納めなければならぬ人は、検査自動車や届け出軽自動車の使用者で、陸運事務所で自動車の検査を受ける際や軽自動車の使用届け出をするときに、税額に相当する額の自動車重量税印紙（自動車重量税専用のもの）をはそて、陸運事務所（自動車検査場）の窓口にて提出し、納めることになっていきます。

3、税額は、自動車の区分や重量により、それぞれ定められています。

### △白河税務所署たより▽

#### 所得税第二期分の納税は

十一月三十日まで

十一月は、所得税第二期分の納税の月です。納税額は、六月中旬に一分ととも通知された額でこれを十一月三十日までに納めていただくこととなります。

納税に際しては、預金口座から自動的に振り替えて納税できる振替納税制度をご利用ください。

この制度を利用しますと、納期までに確実に納税ができるうえに手数がかからず便利です。

申し込み手続きは簡単ですから税務署か金融機関の窓口でご相談ください。

申告 所得税 第2期分  
(農業前分)の納期限は

11月30日(火)限りです。

所得税の納税は  
便利な振替納税で

白河税務署





### 国鉄泉崎駅からのお願い

## 踏切事故防止にご協力

- ◎踏切の安全通行について
  - ①踏切では、必ず一旦とまって左右の安全を確かめて下さい。
  - ②警報機のある踏切では「カンカン」鳴り始めたら必ずとまって待って下さい。まだ大丈夫と思つて踏切に入るのが一番危険です。
  - ③踏切では、一方の列車が通過してもすぐ横断しないで、反対方向からの列車にも十分注意して下さい。
  - ④踏切の先が混雑しているときは必ず踏切の手前で待つようにして下さい。踏切の上に停車するようになり、もとも危険です。
  - ⑤自動車には、列車をとめるための用具として発煙筒、赤旗等必ず積んでおいて下さい。
  - ⑥踏切上で車が動けなくなったときは、車を取除くことよりまず列車をとめる手配をとって下さい。
  - ◎列車をとめる手配について
    - ①警報機のある踏切には、非常ボタンがついています。いち早く非常ボタンを押して下さい。(非常ボタンは下り線側の警報機の柱に付いていますから、もどらなくなるまで強く押し下さい)
    - ②警報機のない踏切では、列車のくる方向に向つて発煙筒又は赤旗等で列車に合図して下さい。

### 役場職員の異動について

十月一日付で、職員員の異動と昇任の発令がありましたので、お知らせします。

- ◇異 動(カッコ内は旧任です)
  - 産業課 小室 憲整
  - 農業委員会 (国保係) 石川 栄
  - 産業課 鈴木 俊貞 (農 委)
  - 住民課 須藤 昇 (税務課)
  - 住民課 網部 清 (戸籍係)
  - 税務課 五十嵐 正 (運転手)
  - 税務課 常松 一男 (税務課)
  - 総務課 大野 イト子 (村民室)
  - 電話交換手 (村民室)

③急な場合で、いとまのないときは、目につきやすいものを急げぎに振って、なるべく列車の近くまで走り合図して下さい。  
なお列車がとまったらすぐもよりの駅に連絡して下さい。

◎泉崎駅発車時刻の一部改正について

十月一日から全国的に列車運転時刻が一部改正されましたが、改正の泉崎駅発車時刻は次の通りです。

【上り】		【下り】	
発車時刻	行先	発車時刻	行先
〇・六	上野	三・五	秋田
七・七	黒磯	六・三	仙台
八・六	上野	七・四	福島
九・五	黒磯	八・五	〃
一・五	上野	九・四	〃
二・〇	黒磯	一〇・四	郡山
二・五	黒磯	一三・五	小牛田
二・六	上野	一五・四	一の関
二・七	黒磯	一六・五	福島
三・〇	黒磯	一八・四	〃
三・三	上野	一九・四	郡山
三・五	白河	二〇・四	福島

【註】●印が今回改正された時刻及び行先です。

- ◇新採用
  - 住民課 中目 節子
  - 財政係長 佐藤 宏
  - 村税賦課係長 岡部 清
  - 土木係長 北住 好雄
  - 窓口係長 小林 治男
  - 福祉係長 北住 一良
  - 農政係長 田崎 文能
  - 教育委員会 田崎 二二
  - 教育係長 田崎 二二
- ◇昇 任
  - 財政係長 佐藤 宏
  - 村税賦課係長 岡部 清
  - 土木係長 北住 好雄
  - 窓口係長 小林 治男
  - 福祉係長 北住 一良
  - 農政係長 田崎 文能
  - 教育委員会 田崎 二二
  - 教育係長 田崎 二二

### 白河県税事務所からのお願い

○個人事業税 第二期分の納期は十一月三十日です。  
忘れずおくれず期限までに完納をお願いいたします。

○県 税 市町村税の未納はありませんか。

住みよい郷土を築くために、未納の税金は、いまずぐ完納いたしましょう。

○白河県税事務所と市町村役場では、十一月から共同で自主納税推進運動と滞納を一掃する運動として滞納整理を実施中です。差押処分などうけない前に自主納税にご協力ください。

### 有線放送施設について

常日頃皆様から御愛用頂いております放送施設ですが、こしばらく途断えておりますことは至極残念なことで深くご詫び申しあげます。実の処は去る二十三号台風の際に発生した、落雷のための故障であります。各部落に取付けられたスピーカーの故障が二十数個所に生じたために、全力をあげて修理中ですが、このスピーカーは集団電話施設に併設をした新製品であります。また現在全国的に普及されると共に各地において布施されている所要数も相当量を必要と言われておりますが、所要量に見合う製品が間に合ない状況とのことであり、また操作技術の未熟も手伝ってか、皆様のご期待に添えかねておりますが、いましばらくの間お待ち願います。

本施設の位置等についても種々検討中でありますので御含みください。

### 村民室についてお知らせ

去る八月五日付広報いずみざきで御知らせいたしました、村民室の増設ですが、只今村民室で取り扱うおまな業務は次の事項等であります。

●苦情や相談などお気軽にどうぞ  
◇相談に関する事  
一、村民の要望や意見などを広くお聞きすること。  
二、村民からの相談をお受けすること。  
三、村民から寄せられた、苦情や相談などについて、その対策を検討し、解決にあたること。

◇広報に関する事  
一、村が行なう事業や行事等、お知らせ事項などを周知するため「広報いずみざき」の発行  
二、そのほかの広報に関する事  
◇公害対策の調整に関する事  
◇工場の誘致及び奨励に関する事